



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**を利用した電子納税ができます。

電子納税には、①**ダイレクト納付**を利用する方法、②インターネットバンキングやATM等を利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付とは、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の新たな納付手段です。

ご利用開始までの流れ

1 e-Taxの開始届出をオンラインで行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出を行ってください。開始届出はe-Taxホームページから行うことができ、利用者識別番号がオンラインで発行(通知)されます(開始届出は、所轄税務署に書面で提出することもできます。この場合、税務署から利用者識別番号を記載した通知書が送付されます。)



2 税務署又は金融機関に対し電子納税のための手続を行います。

① ダイレクト納付を利用する場合

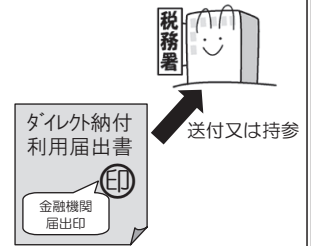
ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ書面で提出します(金融機関届出印の押印が必要となりますので、オンラインでは提出できません。)

ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキング等の契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。



3 パソコンにe-Taxソフトをインストールします。

e-Taxソフトをインターネットに接続したパソコンにインストールし、初期登録を行います。

これで電子納税の準備は完了です。「電子納税のしかた」は、裏面をご覧ください。

※ e-Taxソフトは、e-Taxホームページからダウンロードしてください。

初期登録の手順については、e-Taxホームページをご覧ください。



4 電子証明書を登録します。

(e-Taxを源泉所得税などの「電子納税」に限り利用する場合は不要です。)

電子証明書を登録することにより、所得税、法人税、消費税及び地方消費税などの電子申告や各種申請・届出の提出についてもご利用いただけます。

e-Taxで使用可能な電子証明書については、e-Taxホームページをご覧ください。

なお、電子証明書の取得方法及び費用については、各発行機関へお尋ねください。

※ ICカードタイプの電子証明書をご利用になる場合は、ICカードリーダーが必要になります。



詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。